

## 小千谷市ガス事業譲渡先選定委員会設置要綱

(令和5年1月26日公営企業告示第1号)

### (設置)

第1条 本市は、本市のガス事業を譲渡するに当たり、将来にわたって安全で安定的に経営していくことができる最も優れた事業者を適正に選定するため、「小千谷市ガス事業譲渡先選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、譲渡先を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 募集要項及び審査基準に関する事項
- (2) 提案書の審査に関する事項
- (3) 譲渡価格の設定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、譲渡先の選定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所要の審議が終了する日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議録の公開)

第7条 委員長は、会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

2 会議録は、公開する。ただし、委員長が委員会に諮り、公開しないことについて出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第9条 委員は、事業承継者として選定されようとする者に対して、援助を行ってはならない。

(報酬及び実費弁償)

第10条 委員への報酬及び実費弁償は、市長が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、ガス水道局業務課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。